

令和七年五月二十七日

辺見 聡

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十七日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ルナ薬局 茶畑店	盛岡市茶畑一丁目一八番二〇号	令和七年六月一日
ウェルビー薬局 上ノ橋店	盛岡市上ノ橋町一番五三号	令和七年六月一日
工藤薬局	盛岡市向中野一丁目一番二四号	令和七年六月一日
根市ファミリー薬局	宮古市根市第一地割一〇番地二	令和七年六月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十七日

東北厚生局長

辺見 聡

								ながい薬局	名
									称
								盛岡市永井二三地割七番地四六	所 在 地
								令和七年五月一日	指 定 年 月 日